

温泉法に関する各論点について(1)

1. 大規模な地熱開発における井戸毎の管理から地熱貯留層管理への転換
 - (1) 離隔距離規制と本数制限を撤廃できないか
 - ◆ 坑口位置に対する離隔距離規制と本数制限は、地表の坑口位置と坑井の流体採取区間位置が比較的近い水平距離にある浅部の地熱発電や温泉ではある程度必要かつ有効であると考えるが、深部かつ傾斜井の場合にはあまり意味をなさなくなるので、大規模開発に対しては撤廃してもよいのではないかと
 - ◆ ただし、事業者による適切な掘削・生産・還元計画の策定やリスク評価・環境影響評価、さらには地域へのこれらの情報の公開ができていないことが前提
 - (2) 「大規模な地熱開発」の定義をどのようにするか
 - ◆ 貯留層能力、生産・還元計画および発電容量をもとに総合的に判断すべきではないかと
 - (3) モデル・シミュレーションによって貯留層範囲、開発の持続可能性は評価可能か
 - ◆ 評価を行う手法としてはモデル・シミュレーションの利用は唯一かつ有効であると考えるが、評価結果をどう解釈するか、どう地域に受け入れてもらうかの検討が必要
 - ◆ モデルやシミュレーションは、取得した地下データの精度やシミュレーションの入力データに大きく依存するので、絶対的なものではない

温泉法に関する各論点について(2)

2. 地熱貯留層外縁からの離隔距離について

- (1) 坑口や熱水採取点からの離隔距離を取るのではなく貯留層外縁を起点としては
 - ◆ 貯留層の外縁がどのように定義されるのか疑問に感じるので、地域が納得できる説明ができるかどうかという点に懸念が残る
 - ◆ 離隔距離を数値で規制しても、規制値内ギリギリを貯留層外縁と申告する抜け道が存在するので、数値規制は好ましくないのでは
- (2) 「十分な離隔距離」はどのように導き出せばよいか
 - ◆ 貯留層構造が異なれば貯留層外縁の定義や物理的特性も異なるので、離隔距離を数値で規定することは危険ではないか
 - ◆ 「旧石油及び可燃性天然ガス資源開発法」は参考になるか？

3. 科学的知見を踏まえた「順応的管理」の仕組み

- ◆ 「順応的管理」という言葉および概念は、鉱山資源開発業界にはあまり馴染みがないと思われるので、定義付けを明確にする必要があるのでは
- ◆ 「促進区域」は自然公園保護とうまく両立するものでしょうか？

4. 地熱資源管理のための新たな制度について

- ◆ いずれ、鉱業法に準じた地熱資源開発に関する法律の整備が必要になるのではないかと考える
- ◆ ただし、浴用地熱資源の利用の仕方等、事情の異なる他国の制度をそのまま輸入することは危険だと思う

(参考)石油及び可燃性天然ガス資源開発法

1952年(昭和27年)制定, 2012年(平成24年)廃止

(坑井間隔)

第五条 通商産業大臣は、油層の形質が明らかである場合において、石油又はガスの完全な開発を行うため必要があると認めるときは、油層を指定して、その油層から石油又はガスを採取する二以上の坑井がその油層と交わる部分相互間の距離(以下「坑井間隔」という。)を定めることができる。

(坑井の位置に関する協議)

第十二条 鉱業権者又は租鉱権者は、石油又はガスを採取しようとする油層の一部が他の鉱業権者又は租鉱権者の鉱区又は租鉱区内にあるときは、坑井の位置についてその鉱業権者又は租鉱権者と協議し、その協議のととのつたところによらなければ、鉱区又は租鉱区の境界線から省令で定める距離以内の地域の直下の油層の部分に坑井を掘さくしてはならない。